

令和 2 年 第 1 回 農 業 委 員 会 総 会 議 事 録

| | |
|-------------------|--|
| 1. 日 時 | 令和 2 年 1 月 1 0 日 (金) 午前 9 時 3 0 分～ 9 時 5 5 分 |
| 2. 場 所 | にかほ市役所金浦庁舎 第 3 会議室 |
| 3. 委員総数 | 1 2 名 |
| 4. 出席した委員 (1 1 名) | 1 番 須田貴志 2 番 佐藤 直 3 番 須藤孝子 4 番 巴 朋之 5 番 齋藤勝義 6 番 齋藤文男 7 番 佐藤久美子 9 番 森 榮一 10 番 加藤朋光 11 番 遠藤 豊 12 番 小林 豊 (傍聴人 推進委員 安倍俊幸、伊藤盛雄) |
| 5. 欠席した委員 (1 名) | 8 番 齋藤久江 |
| 6. 総会議長 | 会長 小林 豊 |
| 7. 会議録署名委員 | 9 番 森 榮一 10 番 加藤朋光 |
| 8. 出席した事務局職員 | 事務局長 村上 司 副主幹班長 小森俊英 副主幹 三浦利枝 |
| 9. 議事日程 | 第 1 会議録署名委員の指名 第 2 会議書記の指名 第 3 会期の決定 第 4 諸般の報告 第 5 議案審議 |
| 報告第 1 号 | 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 (合意解約) について ・・・【 4 件】 |
| 報告第 2 号 | 農地の転用事実に関する照会について ・・・【 2 件】 |
| 議案第 1 号 | 農地法第 3 条の規定による所有権移転の件について ・・・【 1 件】 |
| 議案第 2 号 | 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定 について ・・・【 4 3 件】 |

議案第 3 号

農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議（案）について

◆事務局長

おはようございます。ただ今より、令和 2 年第 1 回にかほ市農業委員会総会を開会致します。

はじめに、会長よりご挨拶をお願い致します。

（開会 午前 9 時 3 0 分）

◇会長

【 会長挨拶 】

◇議長

それでは審議に入る前に欠席者の報告をします。8 番齋藤久江委員より欠席の届け出がありました。

ただ今の出席委員は、委員総数 12 名中 11 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長

日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。

9 番森 榮一委員、10 番加藤朋光委員の両名をお願いいたします。

◇議長

日程第 2 会議書記を指名いたします。

会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長

日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。

会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声あり〉・・・

◇議長

ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長

日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第 5 議案審議に入ります。

報告第 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について上程します。事務局の説明を求めます。

◆ 事務局長

議案書 4 頁です。報告第 1 号ー 1 から 3 につきましては、屋内運動施設建設用地として市に売却するための合意解約であります。

報告第 1 号ー 4 につきましては、受人高齢による経営規模の縮小に伴う合意解約であります。

◇ 議長

報告第 1 号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇ 議長

質問、ご意見等無いようですので、報告第 1 号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇ 議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇ 議長

次に、報告第 2 号農地の転用事実に関する照会についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆ 事務局長

議案書 5 頁です。報告第 2 号農地の転用事実に関する照会が秋田地方法務局本荘支局より 2 件ありました。

報告第 2 号ー 1 の場所は、象潟町大砂川字釜道地内の地目が畑の農地 3 筆ですが、いずれも昭和 59 年 8 月に資材置場の造成を目的に転用申請があったものであり、同年 9 月に許可されたものでありますので、その旨回答しております。

報告第 2 号ー 2 の場所は、象潟町字四隅池地内の地目が畑の農地 2 筆ですが、いずれも昭和 60 年 12 月に資材置場の造成を目的に転用申請があったものであり、翌年 2 月に許可されたものであります。現在は、倉庫のような建物が建っており、宅地としての申請であったため照会があったものですが、転用許可がなされ既に 30 年以上も経っておりますので、原状回復命令が発せられることは無い旨回答しております。

現地については、どちらも既に転用許可が成されている案件でありますので、事務局職員による状況調査と書類等の確認を行った上で、前述のとおり回答しております。

◇ 議長

報告第 2 号ー 1 と 2 の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第2号－1と2については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第1号農地法第3条の規定による所有権移転の件についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書10頁です。議案第1号につきましては、同一世帯内親子間での後継者への部分贈与であり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

◇議長

議案第1号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第1号について許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書11頁です。市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が43件でありまして、賃借権の新規が6件、再設定が32件、使用貸借権の新規が1件、再設定が4件で、利用権設定の総面積は327,402.14㎡です。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは議案書12頁からです。

議案第2号-1と2は、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-3は、賃借権の新設であり、その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-4は、賃借権の再設定であり、その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-5から12は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-13と14は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第2号-1から14までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第2号-1から14について、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次の議案第2号-15から17は、森榮一委員に関連ありますので、農業委員会等に関する法律第31条及びにかほ市農業委員会会議規則第18条、議事参与の制限に該当しますので退席願います。

〈9番 森 榮一委員退席〉

(午前9時45分)

◇議長

議案第2号-15から17について、事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第2号-15から17は受人が同一であり、いずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第2号-15から17の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第2号-15から17については、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

9番森 榮一委員の入室を許可します。

〈9番 森 榮一委員着席〉 (午前9時47分)

◇議長

続けて事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案第2号-18と19は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-20は、賃借権の新設であり、その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-21と22は受人が同一であり、どちらも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-23から25は、いずれも新規の賃借権の設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-26は、使用貸借権の新設であり、その契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-27から42までは受人が同一であり、27から32は、いずれも賃借権の再設定、33と36、39、41は使用貸借権の再設定、他はいずれも賃借権の再設定であります。それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

議案第2号-43は、解除条件付賃借権の新設であり、その

契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載の通りであります。

◇議長

議案第2号-18から43までの説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第2号-18から43について、原案通り承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り承認することに決定致します。

◇議長

次に、議案第3号農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)についてを上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

議案書は46頁となります。

農業委員等の綱紀肅正につきましては、昨年10月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことにより、本農業委員会でも11月の総会時に、法令遵守による公正・公平な職務の遂行に向け綱紀の保持と徹底を図っていくことを確認しているところでございます。

また、11月28日に東京都において開催された「令和元年度全国農業委員会会長代表者集会」において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたことから、にかほ市農業委員会においても、改めて組織として綱紀肅正の徹底を図っていくことを目的に議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を上程するものであります。

それでは、議案第3号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)」を読み上げます。

{農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議(案)を読み上げる。}

以上、申し合わせ決議について、よろしく願いいたします。

◇議長

議案第3号についての説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見等ないようですので、議案第3号について原案通り決議することに賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案通り決議することに決定致します。

◇議長

以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前9時55分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和2年1月10日

会議録署名委員

総会議長 会長

委 員 9 番

委 員 10 番
